

2012年6月19日

第22回 JPNIC オープンポリシーミーティング

# ITRの見直しについて

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
前村 昌紀



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright©2012 Japan Network Information Center

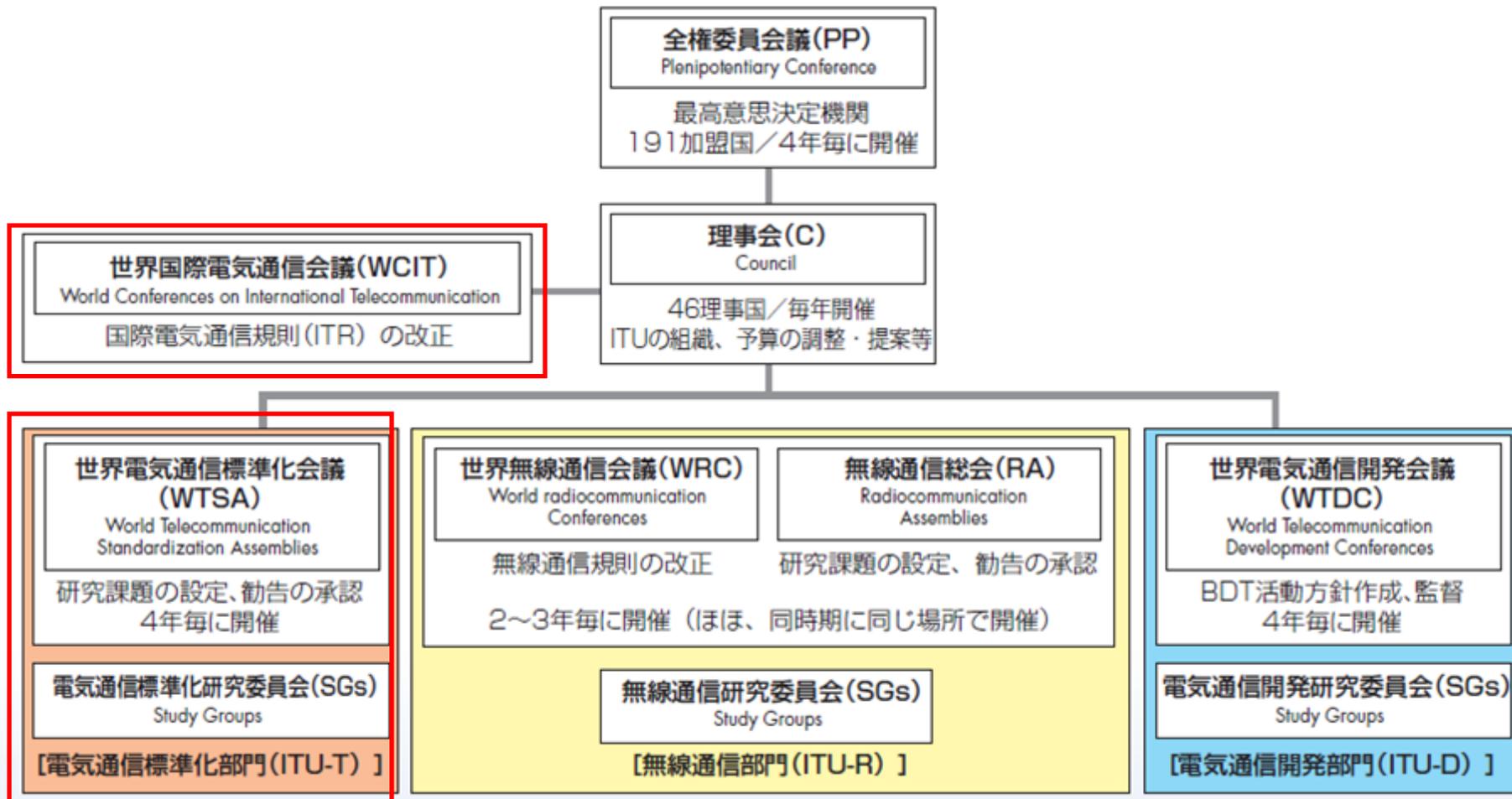
# 背景(1/2)

- ITU (International Telecommunication Union)とは
  - 国際連合の専門機関の一つ(国際電気通信連合)
  - メンバーは3種類
    - 加盟国省庁: 日本での主管庁は総務省
    - 部門構成員(Sector Member)
      - 参加部門の活動のうち全ての研究委員会(Study Group; SG)に参加可
      - 全権委員会議、理事会にオブザーバー参加可
    - 準部門構成員(Associate)
      - 特定のSGの活動に参加可
    - Sector Member/Associateへの参加が認められる団体(主なもの)
      - 認められた事業体(Recognized Operating Agencies; ROA)リスト掲載  
組織: 例\*: NTT、KDDI、NHK
      - 学術団体または工業団体(Scientific or Industrial Organization; SIO)
      - ちなみにAPNICはITU-DのSector Member(団体の種類はRegional and other International Organizations)

– 組織図は次ページを参照

# 国際電気通信連合(ITU)組織図

出典: 日本ITU協会パンフレット [http://www.ituaj.jp/01\\_ga/ITU-AJ\\_pamph.pdf](http://www.ituaj.jp/01_ga/ITU-AJ_pamph.pdf)



# 背景(2/2)

---

- ITRとは

- 国際電気通信規則(International Telecommunication Regulations)の略称
- 国際通信の運用業務を規定し、各国政府を拘束する国際規則
  - 国際料金精算の基本、国際回線設定の取り決めなど
- 178カ国が署名した国際条約でもある
- 現行のITRは1988年に制定
  - 1988年の世界電信電話主管庁会議(WATTC-88)で改正採択された
- 改定、見直し、改正／採択のためには、世界国際電気通信会議(World Conference on International Telecommunications; WCIT)の開催が必要
  - 2012年12月にドバイでWCITを開催予定
  - 加盟国政府のみが出席可能
  - 今回初開催(開催間隔は不定)

# 経過(1/3)

- **ITUミネアポリス全権委員会議(1998年)の決議79**
  - ITRについての対応が必要かどうか専門家チーム(Expert Group)に委嘱
  - 専門家チームでは結論出ず、しかし新たな規制分野の提案などを検討せよ、となっている
    - <http://www.itu.int/osg/spu/stratpol/ITRs/auth/itr-03.doc>
- **ITUマラケシュ全権委員会議(2002年)の決議121**
  1. ITRレビューを継続
  2. 2007年もしくは2008年にWCITを開催
  3. 法律、規制、技術の専門家を集めて作業部会を設立→2005年の理事会、2006年の全権委員会議までに最終報告書提出を要求→結論出ず
  - <http://www.itu.int/ITU-T/itr-eg/files/resolution121.pdf>
- **ITUアンタルヤ全権委員会議(2006年)の決議146**
  1. 既存ITRの評価
  2. 第4回世界電気通信政策フォーラム(World Tele-communication Policy Forum; WTPF)での新興(emerging)電気通信政策・規制項目を検討
  3. 2012年にWCITを開催
  - <http://www.itu.int/ITU-T/itr-eg/files/resolution146.pdf>

# 経過(2/3)

- **第4回世界電気通信政策フォーラム(WTPF)**

- 2009年にポルトガルで開催
- Opinion 1 (インターネット関連公共政策課題)
  - 直接ITRやWCITには触れず
  - 国際インターネットに関連した公共政策課題を扱う専属のグループを立ち上げることなどを勧告
    - 同グループ(Informal Expert Group)は2012年6月に最初の会合を実施したばかり。APNIC, ARIN, ISOCが委員を送り込んでいる。
      - » 委員一覧: [http://www.itu.int/md/dologin\\_md.asp?lang=en&id=S12-WTPF13IEG1-C-0003!R1!PDF-E](http://www.itu.int/md/dologin_md.asp?lang=en&id=S12-WTPF13IEG1-C-0003!R1!PDF-E)
- Opinion 6 (ITR)
  - 迷惑メール、番号およびアドレス資源の悪用、サイバーセキュリティ、詐欺行為(fraud)、Hubbingなどについて、WCITへ向けて準備するよう勧告
- <http://www.itu.int/md/meetingdoc.asp?lang=en&parent=S09-WTPF-C-0004>

# 経過(3/3)

- **2012 WCIT理事会準備会合 (CWG-WCIT12)**

- 決議171 (2010年@グアダハラ、メキシコ)および理事会決議1312が根拠
- 初回:2010/1
- 第6回:2012/2/27-29
- 第7回:2012/4/23-25
- 第8回(最終回):2012/6/20-22
  - 勧告内容はほぼ固まっているものと思われる
  - [http://www.itu.int/net/pressoffice/press\\_releases/2012/36.aspx](http://www.itu.int/net/pressoffice/press_releases/2012/36.aspx)
  - 勧告内容非公式ドラフト版:<http://files.wcitleaks.org/public/T09-CWG.WCIT12-120620-TD-PLN-0064MSW-E.pdf>

- **各地域での準備会合**

- 2012/3/22-24: アジア太平洋電気通信共同体(APT)によるWCIT準備会合が開催
  - 2012/3/22~24, Cairns, Australia
- 他地域でも2012年3~5月に準備会合開催

# 問題・課題・懸念点

---

- **主な懸念点は以下の5点**
  1. ITRの適用範囲の拡張
  2. トラフィックへの規制
  3. サーバーセキュリティ対応と規制
  4. 料金に関する規制
  5. アドレス管理への影響

# ITRの適用範囲の拡張

- **ITRの適用範囲をインターネット、または将来の通信技術にも拡張する**
  - これまでは国際間の電話通信にフォーカス
- **セキュリティもITRで規定する範囲に追加**
  - これまでは通信のefficiency, usefulness, availabilityを保つことを目的としてきたが、securityも追加
- **すべてのITU勧告(Recommendation)を、規制と同等に扱う**
  - これまでは勧告との位置づけ
  - Operating Agenciesも含めたITRへの適用を求める案があり、その場合は国内法による規制が必要となる
  - インターネットトラフィックも規制対象として明記されている案もある

# トラフィックに関わる規制

- **通信者の特定、ルーティングに関する情報提供を求める規制**
  - セキュリティなどの理由から、通信者を特定できることを求める
  - IPネットワークも対象となった場合、悪用(misuse)防止のため、厳しいルーティング管理などが求められる可能性あり
  - 国をまたがるトラフィックにおいて、ルーティング情報などを求められたら国に提示する
- **QoSの保証や、Spam、Online child protection、個人情報などコンテンツに関わる事項も規制対象とする**
  - VoIPもQoSの保証対象となる可能性あり
  - コンテンツに関わる規制＝それに関わるトラフィックの制限につながる可能性あり
- **テロ対策や国家安全に関わる場合においてはインターネットへのアクセスを制限しない適用の例外とする**
  - コンテンツの規制が想定される

# サイバーセキュリティ

---

- 加盟国によるネットワークセキュリティへの対応を定義し、積極的な関与を求める
- サイバーセキュリティやサイバー犯罪についてWSIS@ジュネーブで策定された対応計画プランを盛り込む
  - WSIS(世界情報社会サミット)ではnon-bindingだったものが国際法に適用される
- スпам等への対応の強化
  - 国内法の策定を推奨:コンテンツとその法規制がITRの対象に含まれる
  - Spamやmalware等も規制対象に含め、問題がある接続は禁止
- 詐称行為や未払い請求者への対応として発信者の特定に協力が求められる
  - ITUの勧告に従わないものはすべて詐称行為(fraud)と見なされる可能性がある
  - ITU-T Standardizing Sectorが詐称行為において対応が必要な事項を広める対応をする

# 料金

- ITU-Tの勧告に従って、課金方法を定義するべきとしており、IPTラフィックも対象となるのが注目ポイント
- **Special Arrangements**の項目にて、経済的な問題が生じる場合に特別な対応をすることを追記
  - 多くのIPTラフィックの対応はこの項目に基づいて対応されている
  - 一部の国では、ITRでの合意でのトラフィックは経済的な損害につながり、規制されるべきとの立場をとっている
- **料金徴収**
  - 一定の料金を決める案があり、PSTN bypass routingやIPTラフィック伝達時のIXやハブを利用する場合に大きな経済的影響あり
  - ネットワーク管理組織(administration)が顧客に課金する料金は、どのような経路で通信を行ったとしても一律同じ料金を課金するべきとの提案もある一方、これについては市場に委ねるべきとの意見もある。
- ITRにてコストベースのピアリングも触れるとの立場から、トランジットおよびターミネーションの料金もITRの適用対象とする
- 国際間の料金をbypassすることのないことを保証させたい国もある

# アドレス管理への影響

---

- アドレスは割り当て先において割り当て時の目的においてのみ利用すべきと規制
- ITUでIPv6の割り振りを行う案も出ている

# 関係団体のスタンス

- **加盟国**
  - 西側諸国は概ね改定に消極的(一部セキュリティ関連で提案に賛成している部分あり)
  - 旧ソ連諸国、アラブ諸国、アフリカ諸国などは改定に積極的
- **ITU関連組織(地域団体)**
  - APT(アジア・太平洋電気通信共同体)
    - 憲章(Constitution)や条約(Convention) との一貫性のためITR定義変更に反対
    - 迷惑メール、詐称行為などを定義として入れることを支持せず
  - Russia/RCC: ロシアおよびCIS(旧ソ連邦構成)諸国地域団体
    - 新たに大量の提案: 個人情報、ネットワーク詐称行為、ネットワーク安定性、迷惑メール等を含めること
    - 規則が全ての運用者およびサービス主体に適用されるようにするための変更提案
    - コンテンツに関する提案: 通信が国家主権および国家安全保障を侵害しないようにするための提案
- **ISOC (Internet Society)**
  - ITU-TおよびITU-DセクターメンバーとしてWCIT準備プロセスに関与
  - 「インターネットが開かれており、皆さんによって定義されるものであり続けることを支援する」と謳っている
- **RIRs (APNIC, ARIN, RIPE NCC, etc.)**
  - ITU-TおよびITU-DセクターメンバーとしてWCIT準備プロセスに関与
- **総務省**
  - 公開情報でITR改定に触れているものは特にない

# 取り得るアクション

---

- **ISOC経由**

- ITU-T, ITU-D Sector Member
- JPNICはISOC会員である

- **RIR/NRO経由**

- APNIC: ITU-D Sector Member
- JPNICはAPNIC会員である

- **アクションが可能なタイムリミット: 8月3日**

- 根拠: 8月3日まで加盟国がWCITに関して寄稿できるとなっている

# 今後のスケジュール

---

- **2012/6/20～22: 第8回／最終CWG-WCIT12**
- **2012/8/6～8: 第4回APT準備会合@バンコク**
- **2012/11/20～29: WTSA@ドバイ**
  - 世界電気通信標準化総会(World Telecommunications Standardization Assembly)
  - 新たな課題、新規または変更決議、勧告を行う役割
- **2012/12/3～14: WCIT@ドバイ**

# その先の流れ

---

- **2013/5/13～17: 第5回WTPF@ジュネーブ**
  - アジェンダにインターネット資源関連が盛り込まれている
- **2014/10/20～11/17: ITUプサン全権委員会議**

# 付録(1/2)

---

- チュニスアジェンダ関連項目

- 2005年11月に開催された世界情報社会サミット (WSIS)での決議
- 35d: 政府間機関によるインターネット関連の公共政策問題の調整を実現する役割
- 50d: 「国際的なインターネット接続性 (IIC)」問題の検討
- 71: 拡大協力\* (Enhanced Cooperation) プロセスのスケジュール
- 78a: ITUによるIGF (Internet Governance Forum) への協力

\*インターネットに関する各国政府の国際公共政策問題に対する関与の必要性を指摘するもの

# 付録(2/2)

## • ITUアンタルヤ全権委員会議関連決議

- 決議101 (Internet Protocolベースのネットワーク)
  - 国際的なインターネット接続性に関する研究を緊急課題として継続
  - <http://www.itu.int/osg/csd/intgov/mandate/Res101.pdf>
- 決議102 (インターネットおよびインターネット資源に付随する公共政策課題)
  - ITU事務総局長は必要に応じて他の政府間組織と協調しながら、チュニスアジェンダ35dで強調された、インターネットに関連する国際公共政策課題の調整を促進する役割を継続するために必要な段階を踏むこと
  - ITU事務総局長はチュニスアジェンダ71で示されている拡大協力 (Enhanced Cooperation)に関するプロセスにおいて活発で建設的な役割を果たすこと
  - ITU事務総局長はITUへの付託の範囲内で、ドメイン名とアドレスその他のインターネット資源の管理における国際的な議論およびイニシアティブにて顕著な役割を果たすことを継続すること
  - 加盟国／理事会はインターネットのドメイン名およびアドレス他の資源に関連する国際的な議論やイニシアティブに活発に寄与するために適切な方策をとること
  - <http://www.itu.int/osg/csd/intgov/mandate/Res102.pdf>